

「基本法学概論」(法律学科2年次生用クラス別授業)の現状と課題

森 稔 樹

はじめに

本稿は、2016年11月16日に行われた法学研究所第69回研究会において私が行った「2016年度『基本法学概論(A・B)』の状況など 素描的な報告」を基にしたものである。

私は、2016年度の「基本法学概論」、「基本法学概論A」および「基本法学概論B」(以下、必要に応じて「基本法学概論(A・B)」と記す)の科目チーフであり、報告に先立ち、担当教員各位より御意見などを募り、取りまとめを行った¹。その意味において、研究会における報告および本稿での私の役割は、報告者または著者というより取りまとめ役というべきものである。もとより、以下の内容は私が責任を負うものであるが、一方では取りまとめの範囲を超えて私の個人的な意見を(積極的に)示す部分もある。

1. 「基本法学概論(A・B)」という科目の位置づけ

この科目は、1年次生用クラス別授業にして必修科目の「現代社会と法」、「現代社会と法A」および「現代社会と法B」(以下、「現代社会と法(A・B)」と記す)の延長という意味合いを込めて開設されたものであり、当初より2年次生の必修科目である。私は、実質的な開設年度である2008年度に担当した。その後、再び2013年度より担当している。

また、開設年度より4単位の通年開設科目であったが、2015年度のカリキュラム改正により、同年度入学生より「基本法学概論A」(2単位、前期)および「基本法学概論B」(2単位、後期)の半期開講科目となった。但し、2014年度以前に入学した学生のために「基本法学概論」(4単位、通年開講科目)も残っている。

位置づけおよび内容を示すために、今年度の「基本法学概論」(通年開講科目)のシラバスより一部を引用しておく²。

〈授業の概要〉

1年次の「現代社会と法」の発展科目である。この「基本法学概論」は、法律学科生として必須な事項(「法学(法律学入門A・B)」「憲法1」「民法総則」および「刑法総論」の講義で習った基本事項)をより確実に身につけること、さらにそこから進んで、3年次で履修する「ゼミ」への橋渡しをすることを目的とする。

〈授業の到達目標〉

- (1) 法学、憲法、民法、刑法の基礎的概念を理解し、それについて説明ができる。
- (2) 時事問題等も小テストで扱うことにより新聞等を読む習慣をつける。
- (3) 判例の原文を読み判例に慣れる。

〈授業の形態〉

この授業では、各教員独自の教材を中心に授業を行い、小テストを毎回行う。なお、併せて一般常識、時事問題や漢字のテストなども適宜行う。

〈授業外の学習〉

毎回学習範囲が指定されるのでその部分の予習をし、小テストに備えること。

〈成績評価の基準〉

評価方法	割合	評価基準
筆記試験	50%	前期および後期に定期試験を行う。合わせて50%の評価である。
実技試験	0%	なし
レポート評価	0%	クラスによってはレポート課題が出されることもある。
平常点評価	50%	毎回行われる小テストの平均点である。
その他	0%	当たり前のことであるが、出席は重要である。

若干の補足をするならば、法律学科の学生が1年次の「現代社会と法（A・B）」において身につけるはずの学習習慣を継続させ、定着させることが「基本法学概論（A・B）」の、少なくとも科目担当者には暗黙の共通理解である。そのために、「現代社会と法（A・B）」と共通する内容が多くなっている。他方、後にも述べるように、2年次となれば習熟度などが異なってくることは否めないため、小テストおよび期末試験は、「現代社会と法（A・B）」と異なり、各担当教員が独自に問題を作成し、評価を行う（そのため、出題内容はクラスにより大きく異なる）。なお、担当教員間で相互に進行状況などを確認するため、小テストおよび期末試験については、必ず情報を共有することとしている。

2. 実際の進行方法、内容など

①概ねシラバス通りであるが、1年次の成績に応じたクラス分けに対応しているため、「現代社会と法（A・B）」の復習を兼ねた小テストを行うという共通理解を前提にしつつ、各クラスで内容が異なる。前述のように、学生によって習熟度が異なるためである。

②「現代社会と法」の授業では触れられないと思われる部分、(例えば、憲法学のうち、第13条および第14条に関する部分、統治機構なども扱う。但し、細目は各担当教員に委ねられる。これも習熟度の違いに由来する。

③クラスによっては、法学検定試験問題集からの抜粋（但し、一部を改変することがある）、司法書士試験の過去問なども扱い、応用力を見ている。

④漢字の書き取り、白地図（地理）、時事問題（政治、経済、国際など）も出題する。いわば一般常識問題を扱う訳である。これによって、学生の社会問題への関心を高めることが目的の一つともなっている。

⑤1年に1～2回、運営委員会を開き、主に以下の点について議論し、まとめている³。

・各クラスの状況・問題点、反省点

・「現代社会と法」で扱われた内容が2年次の学生にも理解され続けているか。すなわち、知識は定着しているか。また、理解度は深められているか。

・出席率／欠席率（とくに、警告文を必要とするに至る欠席数に達した学生の人数）、これに対する対策

3. 問題点など

(1) 出席率／欠席率

2年次生のため、クラスによって状況はかなり異なる。総じて、クラスが上位になるほど出席率が良く、下位になるほど悪くなり、長期欠席者が多くなる。2016年度については良好と言いうる状況であるが、クラス別には、次のような状況である。

Aクラス：警告文対象者となるような学生は0名である。但し、日によっては1～3の欠席者が出る。

Bクラス：警告文対象者となるような学生は0名である。但し、日によっては1～3の欠席者が出る。

Cクラス：一度も出席していない学生が1名いる。現在のところ、この他には警告文の対象となるような学生はいないが、10月に入ってから悪化し、毎回5名以上が欠席している。

Dクラス：警告文対象者となるような学生は0名である。後期になってから、毎回2～4の欠席者が出る。

Eクラス：警告文対象者となるような学生が前期に2名いた（後期には一度も出席していない）。

F・G：〈Aコース〉＝毎回、3分の1程度の学生が欠席している。毎回またはほぼ毎回の欠席者は6、7名いる。

従前より、「基本法学概論（A・B）」では、各クラスの担当教員が出席状況／欠席状況を確認し、状況の悪い学生（およびその保護者）に対し、法学部事務室を経由してその都度警告文を送付し、出席を促していたが、2015年度より、「基本法学概論」以外の科目を含め、出席状況／欠席状況について月毎にまとめ、対象者（およびその保護者）に送付することとしている。この方法は、他の科目とも併せて出席状況／欠席状況を確認するという長所を有するが、即応性には欠ける。郵送費の問題はあるが、本人はもとより保護者のメールアドレスなどを何らかの方法で知り、活用するという手⁴なども、2016年2月17日に開催された基本法学概論運営委員会の場で話し合われた。但し、2016年度には改善されているクラスもある。

(2) 小テスト

総じて、「現代社会と法」で取り扱われた分野については、誤字を別とすれば点数も高く、学習効果は顕著であると思われる（但し、分野によりバラツキがある）。

しかし、問題がない訳でない。一つは、教科書⁵の記述内容、「現代社会と法」の小テスト、期末試験の内容を基にした穴埋め問題などは正解に達することができても、応用することに難がある、ということである。次のような例が典型的である⁶。

〔事例〕 XとYとの土地・建物の売買契約について以下の事情があった場合、売買契約の効力はどのようになるか。

(1) Xは、本当は売る気がなかったが、Yに「自分の土地と建物を1,000万円で売ります。」と言った。しかし、YはX

の真意を知らなかった。

(2)Xは、以前からAに「君の所有する建物を貸してほしい。」としつこく迫られていたが、Aは乱暴なので貸したくないが断るとAから暴力をふるわれても困ると思い、Yと相談して、土地と建物をYに売ったことにして、一時的に土地と建物の登記の名義をYにしてもらった。

(3)Xは、隣接する甲、乙という2つの土地と建物のうち、Yに甲を売るつもりだったが、「乙を売る。」と表示してしまった。

(4)YがXの所有する土地と建物を欲しいと思ったのは、「付近に地下鉄が通るので地価が上がる」との噂を信じたためであったが、そのような計画は現実には全くなかった。

また、用語の意味や趣旨などに関する理解度を確認するという意図の下に、説明、理由などを2、3行で記述することを求める問題では、正答率が極端に低くなり、解答用紙の当該部分が白紙かそれに近い答案が続出する。次の例の設問4および設問5に注目していただきたい⁷。

代理は他人の事務を処理する制度の一つである⁸。このような制度としては、他に使者、間接代理、信託がある⁹。使者は伝達機関などともいい、本人が決定した意思表示（効果意思）をそのまま相手方に伝達するものをいう。

代理と使者は似た制度であるが、効果などが異なるので、注意を要する。

第一に、代理の場合は代理人が意思表示をするのに対し、使者の場合は本人が意思を決定するのであり、使者は意思を決定しない。

第二に、代理人の場合は、民法第102条により、㉠（ア：行為能力が必要である／イ：行為能力は不要であるが、意思能力が必要である／ウ：意思能力も不要である／エ：権利能力も不要である）が、使者の場合は㉡（ア：行為能力が必要である／イ：行為能力は不要であるが、意思能力が必要である／ウ：意思能力も不要である／エ：権利能力も不要である）。

第三に、意思表示ないし法律行為の要件が充足されているかどうかは、代理の場合は主に㉢（ア：代理人について／イ：本人について）判断することになるのに対し、使者の場合は㉣（ア：代理人について／イ：本人について）判断することになる（同第101条を参照）。

例えば、本人がP町の土地を購入しようと思い、この意思表示の伝達を使者に依頼したところ、使者が誤ってQ町の土地を購入することを相手方に伝えた場合には、㉤（ア：心裡留保／イ：虚偽表示／ウ：錯誤／エ：無権代理）に該当すると解される。これに対し、本人がR町の土地を購入しようと思って売買契約を代理人に委ねたら、この代理人がS町の土地を購入する旨の意思表示を相手方にした場合には、㉥（ア：心裡留保／イ：虚偽表示／ウ：錯誤／エ：無権代理）になる可能性があり、相手方が善意無過失であれば㉦（ア：詐欺／イ：強迫／ウ：表見代理／エ：相続）により契約が有効になる余地があるものと解される。

設問1 下線部㉠および㉡につき、適切な言葉を選び、ア～エで答えなさい。

設問2 下線部㉢および㉣につき、適切な言葉を選び、ア、イで答えなさい。

設問3 下線部㉤ないし㉦につき、適切な言葉を選び、ア～エで答えなさい。

設問4 下線部㉠の答えとなる理由を簡潔に説明しなさい。

設問5 下線部㉡の答えとなる理由を簡潔に説明しなさい。

ここで「簡潔に説明しなさい」という部分に字数設定などを設けていないが、解答用紙には2行のスペースを設けたので、40～60字で説明できることを想定した。

やや高度な問題と思われるかもしれないが、代理人と使者との相違は既に問題文に示されており、1年次で或る程度の学習を積み、それほど解答に困難を来すようなものではない。また、問題文には権利能力、意思能力および行為能力も示されているから、これらの用語を用いれば簡単に説明を記すことが可能である。もとより、権利能力、意思能力および行為能力のそれぞれについての理解が前提であり、これらの用語を簡潔に説明できるだけの力を身につけなければ、設問4および設問5について適切な解答を記すことはできない。

(3) 漢字

クラスを問わず、誤字などが多い。以下、その例を示す¹⁰。

登記簿： 簿、当規模、等規模、登記模、当規帳

保証債務： 保障

妨害排除： 暴害、暴外、防害、傍害

転得者： 点得、天得

復代理： 複、副、腹

紛争： 奮走、粉

抵当： 低当、底当

欠缺： 献血、缺、玦
瑕疵： 暇、瘕、死
援用： 緩、延、援
返還請求： 変換、変環、返完、返換
定款： 訂冠、抵感、定勤、貞観
心裡留保： 心理
当事者： 当時
侵入： 侵入
未遂： 未遂

この他にも多数の例がある。都道府県名、県庁所在都市名なども加えるならば、迷答は多数にのぼるはずである。そればかりか、解答用紙の当該部分が空欄という例も少なくない。

これは根の深い問題であり、本来であれば小学校以来の学校教育、さらに家庭教育にまで原因を求めるべきものと思われるが、大東文化大学法学部法律学科の位置づけを考えるならば、「せめてもの」ということで1年次からの教育を強化する必要がある。

また、漢字ということでは、小さい字、薄すぎる字、または乱暴な字を記す学生が少なくないことも問題としてあげてよい。1年次より、学生に対し、字を、大きく、濃く、丁寧に書くように指導されているはずであるが、徹底されていないようである¹⁾。

(4) 教科書、六法

クラス授業のみの問題ではないが、1年次はともあれ、2年次以上となると、教科書および六法を持参しない、または持参しても開かないという学生が多いことに気づかれている方は多いであろう。教科書は持参して開いていても、六法を持参しない、または持参しているのに開かない学生が目につくのである。少なくとも実定法に関する学習の第一歩は条文を読み、解釈することにあるはずで、六法を持参しない、または開かないということは、とりもなおさず法律学の学習態度ができていないということを意味する。これは、私の乏しい経験からしても、本学のみ問題ではないと考えられる。

有効な対策があれば御教示を願いたいところであるが、手をこまねいているだけでは話が進まないのので、私は、2016年度に3回連続で六法の参照を可とする、というより、参照しなければ解答しえない設問を含む小テストを行った（当然、その点に関する予告は行っていない）。このうちの2回について、参考までに記しておく。

最初（出題内容は憲法第4章に関するもの）は35名中6名が持参しておらず、そのために該当者は100点満点換算で30～45点しか取ることができなかった。他方、六法を参照して解答した学生については、得点にかなりのバラツキがあるものの、100点満点換算で50点台が7名、60点台が11名、70点台が7名、80点台が1名となった。

次の回（出題内容は憲法第5章に関するもの）も3名が持参せず（しかも2名は2回連続で持参せず）、その結果として100点満点換算で24～30点しか取ることができなかった。他方、六法を参照して解答した学生については、やはり得点にかなりのバラツキがあるものの、100点満点換算で60点台が7名、70点台が12名、80点台が6名、90点台が2名となった。

(5) 一般常識、時事問題など

高校生時代までの学習態度のためなのか、別の原因によるものなのかは不明であるが、日本史、世界史、地理、倫理および政治・経済のいずれについても、知識の不足は否めない。例えば、日本の地理のうち、都道府県名、都道府県庁所在都市名、政令指定都市名を解答させる設問についても、空欄、誤答、誤字が続出する。時事問題についても同様で、新聞であれTVであれインターネットであれ、三大新聞の1面トップ記事となるようなニュースを読んでいないのではないかと思われる学生が少なくない。

おわりに

本稿において、「基本法学概論（A・B）」の現状と課題について述べてきたが、これらに対する分析を充分に行いえたとは言えず、随想的なものに留まっている。今後、科目担当者として、さらに試行錯誤を続け、結果に対する分析を行い、教育の改善を図るとともに、学生の能力（学力）を高めるように努めなければならない。

¹ 2016年度の担当教員と担当クラスは、次の通りである。

Aクラス：私（森）、Bクラス：山口志保教授、Cクラス：河野良継教授、Dクラス：白石裕子教授、Eクラス：木原正雄教授、F・Gクラス：加瀬幸喜教授。

² 半期開講科目である「基本法学概論A」および「基本法学概論B」についても、基本は同様である（期末試験が1回のみであるか2回であるかの違いのみである）。

³ 2015年度の運営委員会は2015年6月と2016年の2月に行った。2016年度の運営委員会は2017年2月に開く予定である。

- ⁴ 但し、個人情報保護の観点に立つと問題があるがあることも否めない。
- ⁵ 石山文彦編『ウォーミングアップ法学』（ナカニシヤ出版、2010年初版）。
- ⁶ 木原正雄教授に示していただいたものである。
- ⁷ 私が2016年9月29日に小テストの第2問として出題したものである(民法第102条については、形式などを変えつつも毎年出題している)。
- ⁸ 四宮和夫・能見善久『民法総則』〔第八版〕(2010年、弘文堂)295頁。ちなみに、本注および次注は、元々、小テストの出題に際して私が付したものである。これは、学生が専門演習(ゼミ)においてレジユメを作成すること、論文を作成することなどを念頭に置き、いわば作法として引用元、参照元を明示するように教育するという意味合いも込めている。
- ⁹ 我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権』〔第3版〕(2013年、日本評論社)233頁も参照。
- ¹⁰ 基本的に、山口志保教授に示していただいたものである。但し、未遂と侵入のみ、私が経験した実例である。
- ¹¹ ちなみに、私は、学生に対し、夏期休暇課題などについて鉛筆、シャープペンシルなどの使用を不可とすることを伝えているが、今後は小テストや期末試験についても同様にすることも考えている。期末試験での鉛筆等の使用を不可としている大学(学部)もあると聞く。